

本号の掲載記事

- トピック 新法・新制度「ドローンをめぐる法規制の概要について」 弁護士 小関伸吾
- 連載 内部通報制度・経営幹部からの独立性確保措置の実務ポイント「-②外部窓口の活用-」 弁護士 横瀬大輝
- トピック 独禁法「転嫁円滑化施策パッケージ」と公正取引委員会の対応-その2-」 弁護士 富山聡子
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

## トピック 新法・新制度

### ドローンをめぐる法規制の概要について



弁護士 小関 伸吾

#### 1 はじめに

近時、輸送や移動に関する革新的なサービスを生み出し、産業、経済、社会に「空の産業革命」を起こす可能性のある新技術として、ドローンが注目を集めています。

一般的に、ドローンの飛行レベルとしては、レベル1（操縦者・補助者の目視内での操縦飛行）、レベル2（操縦者・補助者の目視内での自動飛行）、レベル3（無人地帯における操縦者・補助者の目視外での自動飛行）、レベル4（有人地帯における操縦者・補助者の目視外での自動飛行）があり、我が国では、従前、レベル3までは実現していましたが、レベル4は改正前の航空法によって禁止されていました。しかし、2022年12月5日、改正航空法（2021年改正）が施行され、一定の要件を満たせば、操縦者・補助者の目が届かなくても、有人地帯においてドローンを自動飛行させること（レベル4）が可能とされました。

ドローンは、これまでも、①土地の空撮及び測量、②橋梁等の公共設備や工場設備の点検、③農地への農薬散布や農作物の生育状況の把握、④過疎地の無人地帯での荷物の配送等のために使用されてきました。そして、改正航空法の施行により、将来的には、都市部においても、ドローンによる荷

物の配送等が行われるようになることが期待されています。

以下、本号と次号に分けて、ドローンをめぐる法規制体系の概要について解説します。

#### 2 ドローンをめぐる法規制体系の概要

ドローンをめぐる主な法規制としては、①航空法、②小型無人機等飛行禁止法、③電波法、④各自治体が定める条例等があります。

##### (1) 航空法

このうち、航空法は、ドローンの安全飛行を実現するための最重要の法令であり、その施行内容については、国土交通省が定める航空法施行規則において定められています。

小型無人機等飛行禁止法は、国政の中枢機能や公共の安全確保を目的として、「小型無人機」が、国の重要な施設等（国会議事堂、首相官邸、中央省庁、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等）や、外国公館、防衛関係施設、特定の空港、原子力事業所の周辺を飛行することを原則として禁止する法律です。ドローンは、「小型無人機」に該当するため、これらの重要施設の周辺で飛行することは原則として禁止されています（同法2条1項1号から5号、同法10条1項）。

## (2) 電波法

電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保するための法律です。主に産業用ドローンについて、高画質の画像データの伝送や長距離での通信のために、ロボット用の強力な電波を使用することがありますが、電波の使用には、原則として、総務大臣から無線局開設の免許を受ける必要があります（同法4条）。但し、発射する電波が著しく微弱である無線局や、特定の用途に用いる小電力の無線局等については、例外的に免許は不要です（同法4条但書、同条各号）。市販されているホビー用ドローンに使用されている無線設備は、基本的にこの免許不要の場合に該当すると考えられます（但し、ドローンの操縦のための送信機やドローンの機体について、「技術基準適合証明」を受けていることが必要です。）。

## (3) 条例等

そのほかに、各自治体が、ドローンの飛行について独自の規制を行うために条例を設けている場合があります。

これらの法令は、違反者に対する罰則規定（懲役刑、罰金刑等）を設けているため、その規定に違反しないよう十分に注意する必要があります。また、ドローンの飛行や離着陸にあたり、道路上の交通を妨げたり（道路交通法違反）、第三者の所有地の使用を妨げたり、第三者のプライバシーを不当に侵害したりしないように注意する必要があります。

以下においては、最重要の法規制である航空法に絞って、その主要内容（2021年改正前の内容を含みます。）について解説します。

## 3 無人航空機の定義

航空法は、「無人航空機」の飛行について規制を設けています。同法において、「無人航空機」とは、「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」のうち、100g以上のものをいいます（航空法〔以下、条文引用の際には、単に「法」といいます。〕2条22項、航空法施行規則〔以下、条文引用の際には、単に「規則」といいます。〕5条の2）。この要件を満たすドローン、ラジコン機、農業散布用ヘリコプター等は、「無人航空機」に該当し、航空法による様々な規制の適用を受けます。

これに対し、100g未満のドローン等は、「無人航空機」には該当しませんが、小型無人機等飛行禁止法等の適用を受けます。

## 4 無人航空機の登録制度

航空法は、無人航空機の安全飛行について責任を負う者を明確にするために、無人航空機の登録制度を設けています（法132条から132条の12）。

無人航空機については、機体情報と所有者・使用者情報を国土交通大臣に届け出て登録をしなければならず、登録をせずに飛行させることは禁止されています（法132条の2）。登録の有効期間は3年であり、期間満了ごとに登録を更新する必要があります（法132条の6第1項、規則236条の8第1項）。

また、国土交通大臣から通知された登録記号については、機体に直接表示するほか、リモートID機能により、登録記号を含む機体識別情報を電波によって発信するようにしなければなりません（法132条の5、規則236条の6第1項1号及び2号）。これらの表示等の措置を講じずに、無人航空機を飛行させることは禁止されています（法132条の5第2項）。

## 5 特定飛行の許可・承認制度

### (1) 特定飛行

航空法は、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行を「特定飛行」と定義付けたうえで（法132条の87）、国土交通大臣から、特定飛行に該当する空域を飛行する場合には許可（法令によって禁止されている一定の行為の禁止を解除すること）を得る必要があります（法132条の85第1項、同第2項、同第4項2号）、特定飛行に該当する方法によって飛行する場合には承認（承認権限のある機関が一定の行為について同意すること）を得る必要があるものとしました（法132条の86第2項、同第3項、同第5項）。

### (2) 特定飛行に該当する空域

特定飛行に該当する空域（法132条の85第1項1号及び2号）は、①空港等の周辺（規則236条の71第1項1号から3号）、②地面から150m以上の上空（規則236条の71第1項5号）、③人口集中地区（DID地区）の上空（規則236条の72）、④緊急用務空域（土砂災害や山火事といった自然災害が発生した場合に、捜索・救護活動や消火活動といった目的でヘリコプターなどが飛行している空域。規則236条の71第1項4号）の4つです。①と②は、航空機の飛行の妨げになるのを防止するための規制です。③は、人口が多い都市の大部分が該当しますが、無人航空機の落下等による人身事故等が発生するのを防止するための規制です。④は、捜索・救護活動や消火活動の妨げになるのを防止するための規制であり、国土交通大臣が、災害等の規模に応じて、その都度、緊急用務空域を指定し、同省航空局のホームページ及びTwitterによって周知します。

### (3) 特定飛行に該当する飛行方法

また、特定飛行に該当する飛行方法（法132条の86第2項）としては、1）夜間での飛行（同項1号）、2）目視外での飛行（同項2号）、3）人または物件からの距離が30m

未満となる飛行（同項 3 号、規則 236 条の 79）、4）イベント会場の上空での飛行（法 132 条の 86 第 2 項 4 号）、5）危険物（火薬物、毒物等）の輸送（同項 5 号）、6）物件の投下（同項 6 号）の 6 つが定められています。いずれの飛行方法も、事故発生の危険性が高くなることから、事故の発生を防止するために規制されています。2）は、操縦者の肉眼によって直接かつ常時監視できる場合以外を指します。モニターによる監視は、目視外での飛行に該当することから、飛行の承認を受けるためには、原則として、飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周辺の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置する必要があります。

なお、航空法は、許可・承認を得ずに無人飛行機を特定飛行させることができる例外を定めています。すなわち、人口集中地区（DID 地区）を飛行することによる特定飛行につい

ては、i）十分な強度を有する長さ 30m 以内の紐等で係留したうえでの飛行であり、ii）無人飛行機が飛行できる範囲に地上または水上の物件が存在せず、iii）飛行可能な範囲内への立入管理措置（補助者による監視、口頭での警告、第三者の立ち入りを制限する旨の表示等）を行った場合、許可の取得は不要とされています（法 132 条の 85 第 4 項 1 号、規則 236 条の 76）。加えて、i）から iii）の要件をすべて満たした場合には、夜間での飛行、目視外での飛行、人または物件からの距離が 30m 未満となる飛行、及び物件の投下について、承認の取得は不要とされています（法 132 条の 86 第 5 項 1 号、規則 236 条の 82）。

（以下次号）

【特定飛行に該当する空域】

（上記の図は、国土交通省のホームページより引用したものです。）

【特定飛行に該当する飛行方法】

<p>夜間での飛行</p>	<p>目視外での飛行</p>	<p>人又は物件と距離を確保できない飛行</p>
<p>催し場所上空での飛行</p>	<p>危険物の輸送</p>	<p>物件の投下</p>

## 連載 内部通報制度・経営幹部からの独立性確保措置の実務ポイント

### －②外部窓口の活用－



#### 1 承前

本連載では、内部公益通報対応体制整備義務の一環としての独立性確保措置について、実務上検討すべきポイントなどを解説しています。第 2 回の本稿では、外部窓口を活用する場合のポイントについて解説します（第 1 回は [2023 年 2 月号 \(vol.21\)](#) に掲載）。

なお、本稿では、説明の便宜上、コンプライアンス部門などの業務執行ラインに設置される窓口を「通常窓口」、監査役などの非業務執行ラインに設置される窓口を「監査役窓口」、社外の法律事務所や専門業者等に設置される窓口を「外部窓口」と呼称します。



## 2 外部窓口を活用する場合の類型

第1回でも解説したように、独立性確保措置として、監査役に直接通報できる監査役窓口を設けるということが考えられます。もっとも、監査役窓口を設けたとしても、監査役窓口の担当者（監査役や監査役スタッフ）だけでは受付や調査のための人的リソースを割くことが現実問題としてできないという懸念もあり得ます。そこで、社外の法律事務所や専門業者等の外部機関を活用するという制度設計も考えられます。

例えば、通常窓口と連携する外部窓口を設けるとともに、これとは別に、監査役窓口のみと連携する外部窓口を設けるという設計が考えられます。

あるいは、1つの外部窓口を設けて、通報事案の内容に応じて、通常窓口と共有する事案か、監査役窓口と共有する事案かを判断し、事案の共有先を振り分ける機能を担わせるということが考えられます。この場合は、外部窓口を、いわば「ハブ」として活用することになります。

## 3 事案の振り分け方針

外部窓口をハブとして活用する場合には、事案の振り分けの方針についても検討する必要があります。

まず、通常窓口には経営幹部事案以外の事案を共有するとともに、監査役窓口には経営幹部事案か否かにかかわらず全ての通報事案について共有するという設計が考えられます。このような設計は、本来監査役窓口と共有すべき事案に抜け漏れが生じないという点にメリットがあります。もっとも、一度外部窓口が通報内容を整理してくれるとはいえ、会社の規模や状況によっては、多くの事案が監査役窓口と共有されることにはなりませんので、監査役窓口のリソースとの関係も考慮する必要があります。

次に、監査役窓口には全ての通報ではなく、一定の重要な事案に限って共有することにするという方針も考えられます。例えば、主体については「経営幹部」が関与する事案に絞り、かつ、対象については「法令違反」に関する事案に絞ることが考えられます。

この点に関連して、第1回では、（外部窓口を介さずに）監査役窓口が直接通報を受け付ける制度にする場合を想定して、監査役窓口への通報対象事案の範囲に絞りをかけることも考えられるものの、通報者にとって通報対象事案の範囲かどうかの判断が難しいと感じさせて、通報を躊躇させてしまう事態は避けるべきである旨を解説しました。他方で、外部窓口をハブとして活用する設計の場合には、通報者にとっては、いかなる事案であってもひとまず外部窓口へ通報すれば外部窓口において事案の振り分けをしてもらえるため、通報対象事案の範囲に含まれるかどうかで悩むことは少なくなるといえます。この場合、専門家である外部窓口において、第一次的に通報者から話を聞いて、事案の共有先を適切に振り分けることが期待されます。翻っていえば、会社としては、いか

なる事案を監査役窓口と共有すべきかを適切に見極められる経験・能力を有する外部機関を選択する必要があるともいえます。

なお、監査役窓口と共有する事案の範囲の設定については、一般論だけで考えるのではなく、各社の事業内容や権限構造などを踏まえて、実際にどのような経営幹部関与事案が発生し得るのかということをも想定したうえで、検討する必要があります。

## 4 外部窓口との連携

外部窓口の担当者には、監査役窓口の担当となる監査役の経歴や業務内容などを伝えておくのがよいでしょう。特に常勤監査役は、業務執行ラインの従業員が人事異動の結果常勤監査役に就任するということがありますので、ある通報事案について監査役に事案を共有することが適切かどうかを判断しなければならない局面も考えられるためです。

また、外部窓口をハブとして活用する場合は、外部窓口の担当者と監査役とで打ち合わせをして、どのような経営幹部関与事案のおそれがあるか、どのような事案を共有すべきかについて、事前にすり合わせしておくのが望ましいといえます。

なお、監査役窓口と共有した事案については、事案によっては、外部の専門家に調査を依頼したり、調査に関するアドバイスを求めた方がよいときもありますので、監査役が外部窓口（特に弁護士）に調査への関与やアドバイスを求めることができるようにしておくのも有用でしょう。

## 書籍のご紹介

### 優越的地位の濫用の 法理と実務

ガイドライン、審決・判決、実態調査からみる  
独占禁止法適用の可能性

酒井紀子◎著



#### 優越的地位の濫用の 可能性・予見可能性を検証!

- 公正取引委員会で長年審判手続等に携わってきた著者が、ガイドライン・具体的事例・実態調査報告書を分析して実務の指針を明示!
- 実務家はもとより、企業の取引責任者や法務担当者に読んでほしい実践的ハンドブック!

発行 ④ 長寧法研究会

<http://www.minjiho.com/shopdetail/00000001383/005/P/page1/recommend/>

定価：5,500円（税込）

酒井紀子 著

発行日：2023年1月26日

判型・体裁・ページ数：A5判・489ページ

## 「転嫁円滑化施策パッケージ」と公正取引委員会の対応 - その2 -



弁護士 富山 聡子

### 1 転嫁円滑化施策パッケージ及び公正取引委員会の対応

令和3年12月27日に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を受け、公正取引委員会では、令和4年3月30日に「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、①独禁法の執行強化、②下請法の執行強化、③価格転嫁円滑化スキームの各観点から、転嫁円滑化施策パッケージに即した対応を進めてきました（[本ニュースレター2022年5月15日 vol.12](#) 掲載の記事もご参照ください）。

公正取引委員会は、令和4年中に「独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査（転嫁円滑化施策パッケージ2（3）関連）」、「大企業とスタートアップとの取引に関する調査（転嫁円滑化施策パッケージ7関連）」、「荷主と物流事業者との取引に関する調査」、「ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査」等の調査結果を取りまとめ、順次公表していますが、本稿では、このうち、「独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査」の内容を解説します。

なお、令和5年3月1日には「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」が策定されており、令和4年度のアクションプランによる上記各緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、公正取引委員会としては、引き続き、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととしています。

### 2 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査

#### (1) 調査概要

公正取引委員会は、令和4年1月26日、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正しました。また、同時に、独占禁止法Q&Aへの追加を行い、以下の行為が「買いたたき」に該当することを明確にしました。

ア 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉

の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

イ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

そして、事業者間取引において、上記各行為に該当することが疑われる事案に関する実態把握のため、そうした事案が発生していると見込まれる22業種を選定し（令和4年3月30日<sup>1)</sup>）、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施し、その結果を取りまとめて令和4年12月27日に公表しました<sup>2)</sup>。

調査は、令和4年6月頃から開始され、受注者側業者80,000社に対して調査票を送付するとともに、それ以外の事業者でも公正取引委員会のウェブサイトから回答できるようにした結果、31,061社からの回答（うちウェブサイトからの回答69社）を得ました。そのうち1社からでも名前の挙がった発注者4,573社に加え、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供等に基づき、サプライチェーンにおける取引適正化の観点から対象業種22業種の川上・川下の業種も含め、追加で約25,000社選定し、合計30,000社に対して調査票を送付し、18,998社から回答を得ました。そして、これらの書面調査を踏まえ、306件の立入調査を行ったということです。

その結果、上記アの類型については、受注者側から申し入れがないこと、期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内であること、要請があった受注者からの協議に対してまずは対応していること等を理由に、発注者側から積極的な協議の場を設けることをしておらず、調査期間においては取引価格が据え置かれているケースが多くみられたようです。一方、イの類型については、アの類型に比べると少なかったものの、一定数の発注者が該当行為を行っていたということです。

また、受注者側の声として、①期限を定めた取引価格の有効期限の範囲内ではあるものの、前回の取引価格の改定時から更にコストが上昇しており、次の改定の時期まで改定ができないことは苦しい、②取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しい、③発注者の



購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので、値上げの申し入れを行うこと自体を断念した、④発注者の担当者に電話をしてもはぐらかされる、または連絡がつかないため取引価格の引上げ要請自体ができない、等の意見が見られたということです。

## (2) サプライチェーンにおける価格転嫁に関する課題

サプライチェーンの中に位置する事業者については、発注者と受注者の双方の立場になりうるところ、一般的に、発注者として対応できたとする回答割合の方が高くなっているということです。

そして、この回答割合の差が大きい業種では、サプライチェーンの中で、発注者の立場からは、受注者である供給元との関係において、価格転嫁の円滑化に向けた取り組みができていないのに比べて、受注者の立場としては、発注者（供給先）との関係において、価格転嫁の円滑化に向けた取り組みを行ってもらえておらず、価格転嫁の連鎖が円滑につながっていないなどの可能性があるとして指摘されています。

取引価格の引上げ要請、引上げの可否、据え置き理由の回答の各局面において、価格転嫁が円滑に進んでいない可能性のある業種として、以下のものが挙げられています。

### ① 価格転嫁の要請が滞っている可能性がある業種

受注者として取引価格の引上げを「要請した」と回答した割合<発注者として取引価格の引上げを「要請された」と回答した割合、かつその差が大きい業種です。

総合工事業、食品製造業、業務用機械器具製造業、放送業、映像・音声・文字情報制作業

### ② 価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性がある業種

受注者として取引価格が「7割以上引き上げられた」と回答した割合<発注者として取引価格を「7割以上引き上げた」と回答した割合、かつその差が大きい業種です。

印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、その他の事業サービス業

### ③ 書面等記録の残る形でのやり取りが確保されていない可能性がある業種

受注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答があった」と回答した割合<発注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答した」と回答した割合、かつその差が大きい業種です。

家具・装備品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、各種商品卸売業

## (3) 調査結果を受けた公正取引委員会の対応

公正取引委員会では、上記ア又はイに該当する行為が認められた発注者 4,030 社に対し、具体的な懸念事項を明示し

た注意喚起文書を送付するとともに、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がり、かつ、多数の取引先について上記アの行為が該当された事業者 13 社について、その実名を公表しました<sup>3</sup>。

また、調査の対象とならなかった事業者の中にも、該当する行為を行っていた事業者がいる可能性は否定できないとして、引き続き、優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行、下請法運用基準や独占禁止法 Q&A の普及・啓発、調査等の継続実施など、さらなるコストの上昇局面を踏まえ、必要な取り組みを更に強化していくこととしています。

## 3 発注者側としての対応

価格転嫁を困難にする代表的な阻害要因としては、ユーザーに対する価格競争の影響により、転嫁の受入が困難というケースや、値上げ要請を理由とする転注・失注リスクを恐れて受注者が引上げ要請ができないケース、発注者や元請の立場が強く価格交渉が困難であるケースなどがあげられる旨公正取引委員会も指摘しています。

一番目のケースについては、受注者から値上げ要請があれば、発注者は、応じられない理由として書面や電子メールで回答することになるでしょうが、それだけでなく、ユーザー（またはさらに川上の発注者）に対しても正当な価格転嫁を行うことができないのかどうか、あらためて検討すべきでしょう。

二番目、三番目のケースについては、実態調査における受注者側の声からも明らかなどおり、受注者側から申し入れがないからといって、現状の取引価格の値上げの必要性や値上げの希望がない訳ではないということは言うまでもないと思われま。受注者側から特段申し入れがなくても、発注者側においては、受注者との間で積極的な協議の場を設けるとともに、購買担当部署の各担当者レベルでの対応にも注意喚起等が必要でしょう。

特に、価格転嫁が円滑に進んでいないとして挙げられている業種の川上（発注者側）に位置する事業者については、注意が必要です。

(注)

1 総合工事業、食料品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、広告業、その他の事業サービス業の 22 業種が選定されている。

2 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html)

3 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka\\_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html)

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

## 中小企業庁、経営者の個人保証を不要とする創業時の新しい保証制度（スタートアップ創出促進保証）を開始<sup>1</sup>

中小企業庁は、令和5年2月20日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、創業時の新しい信用保証制度として、「スタートアップ創出促進保証制度」（以下「本保証制度」といいます。）を創設し、2023年3月中に制度を開始することを公表しました。

現在我が国においては、創業時に企業が民間金融機関から借入れを行う際、信用保証付き融資を含め、多くの経営者が個人保証を付与されています<sup>2</sup>。かかる状況は創業の妨げとなっており、起業関心層が考える起業失敗時のリスクとして、77%が「借金や個人保証を抱えること」と回答したとの統計も存在します。

そこで、かかる起業関心層の懸念を取り除き、創業機運の醸成や、ひいては起業・創業の促進につなげることを企図して、経営者保証を不要とし、信用保証協会が保証の主体となる創

業時の新しい信用保証制度として、本制度が創設されるに至りました。

本制度の保証対象者は、創業予定者、分社化予定者、創業・分社化後3年未満の法人、創業後5年未満の法人成り企業であり、信用保証協会による保証限度額は3,500万円です。本年3月中に保証取り扱いが開始される見込みですが、既に金融機関・信用保証協会にて事前相談の受付が開始されておりますので、必要に応じて制度をご利用ください。

(注)

1 <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

2 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii-sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf>

## 公正取引委員会および中小企業庁、手形等のサイトの短縮を要請<sup>1</sup>

公正取引委員会および中小企業庁は、令和5年2月22日、昨年度に引き続き、連名で、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく定期調査においてサイトが60日を超える手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいいます。以下同じ。）により下請代金を支払っているとした親事業者約6,000名に対して、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める要請（以下「本要請」といいます。）を行いました。

下請代金の支払に際しては、多くの企業により手形等による支払が行われており、そのサイトの短縮に改善の傾向が見られるものの、十分には短縮されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、政府は、令和3年3月31日に、公正取引委員会および中小企業庁の連名で、関係事業者団体約1,400団体に

対して、おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を行いました。本要請は、かかる要請の趣旨に従い、手形等のサイトの短縮化の更なる促進を図ることを企図した要請です。

政府は、令和6年を目途として、サイトが60日を超える手形等を、下請法にいう割引困難な手形等（下請法4条2項2号）に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしておりますので、十分ご注意ください。

公正取引委員会は、本要請と同様に、運用の見直し等に先立ち事前に要請等を発出する事例が多く、親事業者にとって規制官庁からのシグナルを見逃さないことが不可欠です。

当事務所は、当局内において実務経験を有する弁護士を擁

し、当局対応や社内研修等にも広く対応しておりますので、ご活用ください。

(注)

1 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230222\\_Tegatatounosaitonotanshukunituite.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230222_Tegatatounosaitonotanshukunituite.html)

## World Link for Law ウェビナーのご案内

当事務所の安田健一弁護士が、国際法律事務所ネットワーク World Link for Law の Zoom 英語ウェビナー ”To Sue or Not to Sue: Strategic and Practical Considerations” に登壇することとなりました。World Link for Law は 50 か国以上の 70 を超える法律事務所によって形成された法律事務所ネットワークで、日本では堂島法律事務所が唯一のメンバーファームになっています。本ウェビナーでは、各国の弁護士が自身の経験も踏まえ、主にビジネス上の交渉・紛争において訴訟を提起すべきか検討する際の留意点についてご紹介します。

### 【開催日時・方法】

日本時間 3 月 24 日金曜日の午前 1 時 - 午前 2 時

Zoom によるウェビナー

深夜時間帯での開催となります（なお、直前の調整によって、午前 0 時スタートとなる可能性があります）。なかなかご参加頂くのは難しい時間帯かと存じますが、参加は無料ですので、もしご興味のある方がいらっしゃいましたら安田健一弁護士（[ken-yasuda@dojima.gr.jp](mailto:ken-yasuda@dojima.gr.jp)）までメールを頂戴できればと存じます。まだ Zoom の設定がされていないので、お申込頂きました方には、安田健一弁護士より直接ご案内を差し上げます。

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：[newsletter@dojima.gr.jp](mailto:newsletter@dojima.gr.jp)

WEB：[www.dojima.gr.jp](http://www.dojima.gr.jp)